

**地方公共団体実行計画（区域施策編）の標準構成案について  
（資料2-1）の補足資料**

## (参考) 既存のマニュアル等における区域施策編の構成例

○ 既存のマニュアル等の標準的な構成例は下表のとおり。

○ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（平成21年6月 環境省）における構成例

大項目	中項目
1. 区域施策編策定の背景・意義	(1) 地球温暖化の概要 (2) 地球温暖化対策を巡る動向 (3) 関連する計画
2. 区域の特性	(1) 自然的条件 (2) 社会的条件
3. 温室効果ガス排出量の現状と将来推計	(1) 対象とする温室効果ガス (2) 現況推計手法の概要 (3) 温室効果ガス排出量 (4) 温室効果ガス排出量の将来推計
4. 温室効果ガス排出要因分析	
5. 温室効果ガス排出削減目標	
6. 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	
7. 区域施策編のPDCA	(1) PDCAの体制 (2) PDCAの手順

○ 「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（平成26年2月 環境省）における構成例

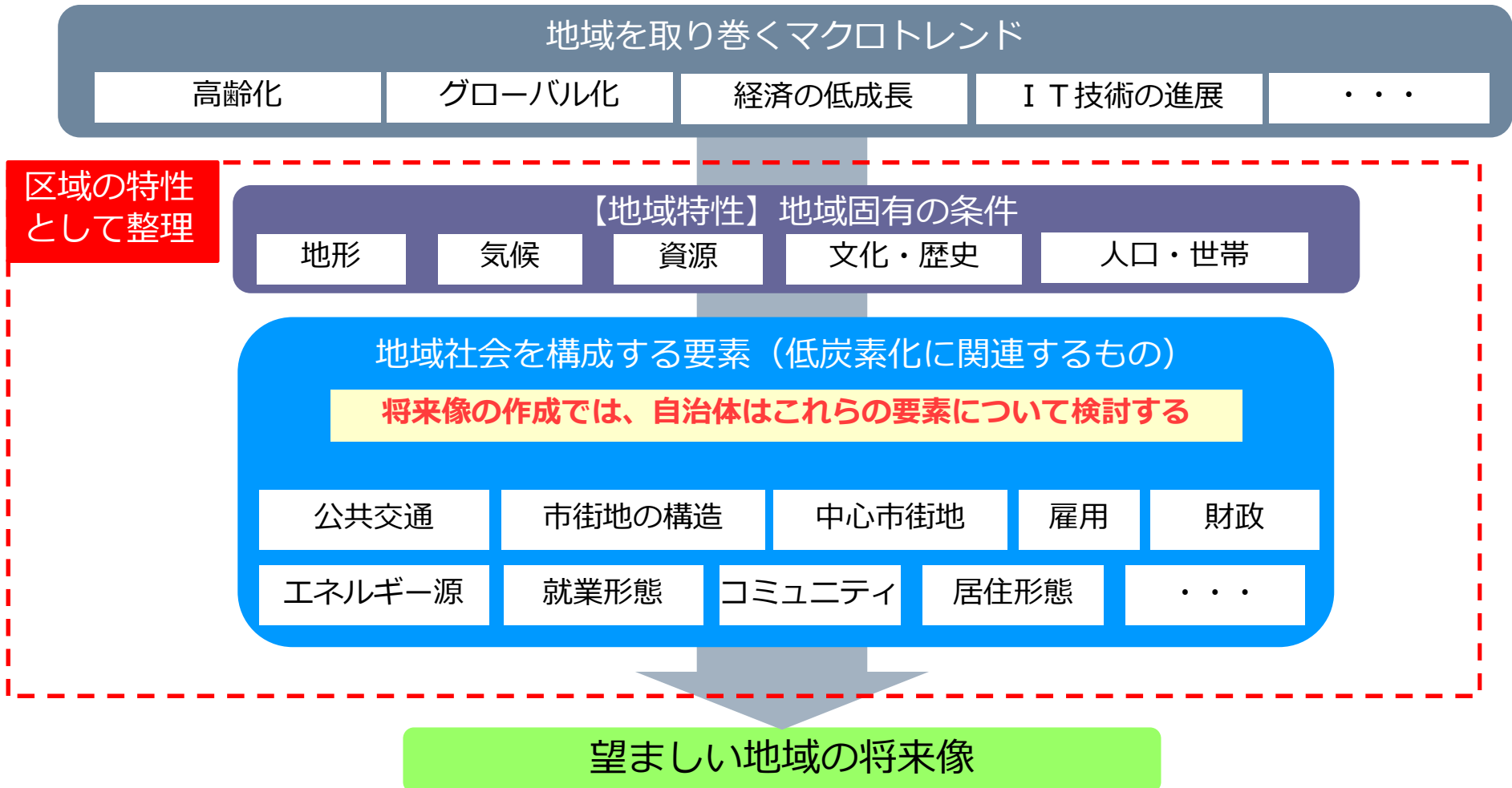
計画記載事項
①計画策定の背景・意義
②温室効果ガス排出量の現況推計と要因分析
③温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標
④中長期における目標
⑤削減目標達成のための対策・施策
⑥適応に関する施策
⑦計画立案・推進体制・進捗管理

# 区域施策編の標準構成案におけるポイント①について

## 1. 区域施策編策定の背景・基本的事項

### (2) 区域の特性

① 地域を取り巻くマクロトレンド、地域固有の条件、及び地域社会を構成する要素の目線で整理すると有効ではないか。



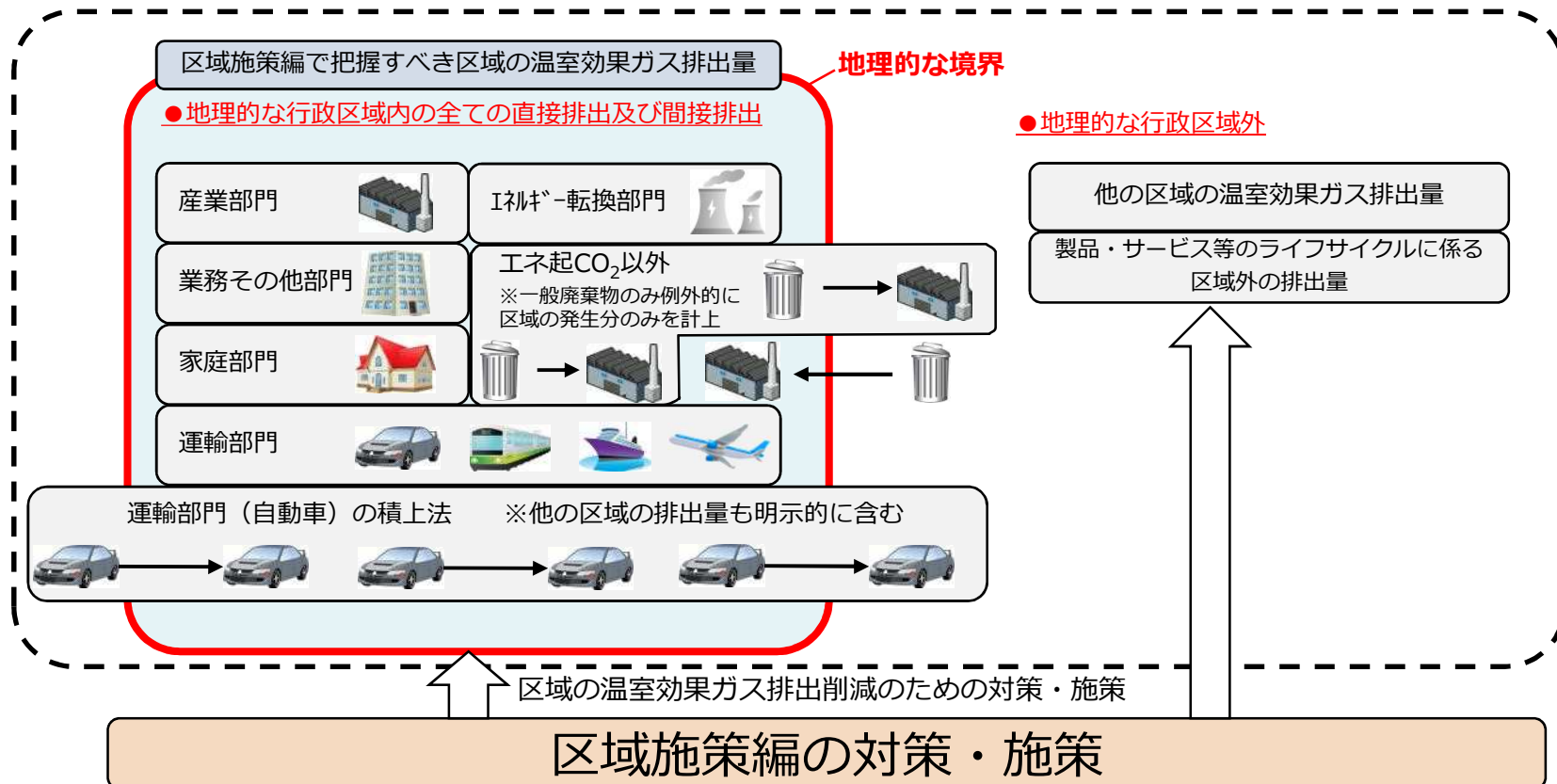
# 区域施策編の標準構成案におけるポイント⑤について

## 2. 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

### (1) 対象とする温室効果ガス

⑤「区域の温室効果ガス排出量」として推計する対象と、「対策・施策の対象」は一般に同一視されがちであるが、区別して整理することとしたい。

- 他の区域の排出量や、製品・サービス等のライフサイクルに係る区域外の排出量は、区域の温室効果ガス排出量としては把握対象としないが、それらの排出量削減は域外貢献と位置付け、対策・施策目標の対象とすることを妨げない。
- 区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量と、対策・施策目標の関係イメージを以下に示す。



# 区域施策編の標準構成案におけるポイント⑨について

## 4. 温室効果ガス排出削減目標

### (1) 区域における温室効果ガス排出の削減目標

⑨ 総量目標の設定に関して、特に策定義務のある地方公共団体については将来推計（BAUケース）を勘案する設定手法を推奨すると共に、他にどのような手法が取り得るか検討し、それらの特徴と共に選択肢として示すこととしたい。（方法論は技術WGで検討。）

■ 区域施策編における総量目標の設定方法と、各方法の特徴を整理した。

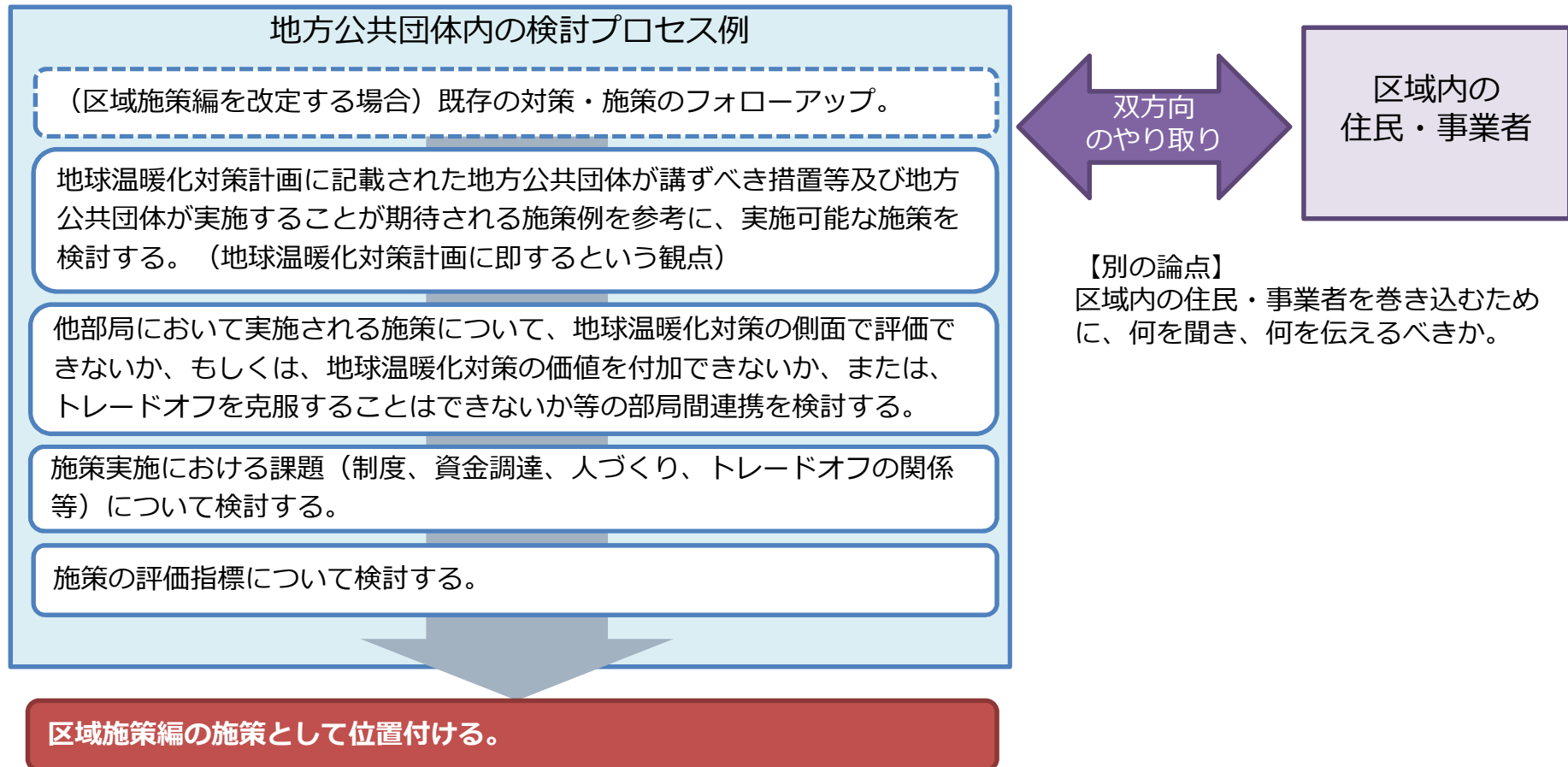
総量目標の分類	設定方法	特徴
温対計画の目標に準ずる設定方法	①温対計画の基準年度比目標（2030年度に2013年度比26.0%減）を採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっとも簡易である</li> <li>・「国の26%削減目標達成に貢献する」と宣言することも、これと同等と見なすことも考えられる</li> </ul>
	②温対計画の基準年度比部門・分野別目標を採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易だが、地方公共団体の2030年度のBAU排出量に対する目標設定にならない</li> <li>・部門・分野別のデータが必要</li> </ul>
	③温対計画の2030年度BAU比部門・分野別目標を採用	（・国の2030年度のBAU排出量の前提条件は温対計画に必ずしも網羅的には明記されていない。）
	④温対計画の2030年度目標値を一人当りに換算して採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方公共団体の人口動態の将来推計があれば、2030年度のBAU排出量の前提を置かなくても設定可能</li> <li>・産業部門や業務その他部門では分母となる人数が設定しづらい</li> </ul>
都道府県の区域施策編の目標に準ずる設定方法（市町村のみ）	⑤都道府県の区域施策編の2030年度BAU比部門・分野別目標を採用（市町村のみ）	・簡易であるが、都道府県が独自に総量目標を設定していることが条件
独自の目標水準による設定方法	⑥温対計画の目標水準以上の目標を独自に設定する（例：より長期の目標からバックキャストで設定する）	・独自の目標設定に関する背景・根拠資料を準備することが必要
対策・施策の削減効果の積上げによる設定方法	⑦部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を積上げて総量目標とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も厳密であるが、削減効果を定量化できない対策・施策も多い</li> <li>・国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが定義困難</li> </ul>

# 区域施策編の標準構成案におけるポイント⑪について

## 5. 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

⑪ 地球温暖化対策計画に即する観点から、地球温暖化対策計画に示された地方公共団体の講ずべき措置及び期待される施策例の一覧を示し、地域の自然的社会的条件に応じて検討いただいてはどうか。  
一方で、他部局において、地球温暖化対策を主たる目的としない施策についても、マルチベネフィットの観点から地球温暖化対策に組み込むことの検討を推奨してはどうか。

- 区域施策編における対策・施策の検討手順について以下のとおり検討した。



# 区域施策編の標準構成案におけるポイント⑬について

## 5. 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

### (2) 対策・施策の進捗管理目標

⑬計画全体の目標に加えて、地方公共団体の努力が現れる指標として対策・施策の目標を設定することとしたい。

- 区域施策編においては、「計画全体の目標」として「総量目標」及び「対策・施策の目標」として「施策※実施量目標」を設定することとし、総量目標に対する補足的目標（原単位削減目標等）、対策※実施量目標、対策・施策の実施における区域外貢献分に係る目標を任意としてはどうか。

**計画全体の目標**：2030年度を見据えた計画全体に関する目標。原則として総量目標は設定することとし、その他補足目標は任意としてはどうか。

**総量目標**：原則として温対計画を踏まえて設定する区域の温室効果ガス排出量の削減目標。

設定方法例：

- ・ 温対計画の目標に準ずる設定方法
- ・ 都道府県の区域施策編の目標に準ずる設定方法（市町村のみ）
- ・ 独自の目標水準による設定方法
- ・ 対策・施策の削減効果の積上げによる設定方法

**補足的目標（任意）**：総量目標に加えて、任意で設定する補足的な目標。

設定方法例：

- ・ 温室効果ガス排出原単位削減目標（例：家庭部門における1世帯当たりの排出削減量目標）
- ・ 総エネルギー消費量削減目標
- ・ エネルギー消費原単位削減目標
- ・ 再生可能エネルギー導入目標

**対策・施策の目標**：毎年度の進捗管理及び区域外への削減貢献も含めた地方公共団体の取組を評価するための目標。原則として施策実施量目標（区域内貢献分）は設定することとし、対策実施量目標や区域外貢献分については、任意としてはどうか。

**対策※実施量目標（任意）**：区域内の各主体の対策実施量に関する目標。モニタリング等により把握できるものについて、設定を推奨。

**施策※実施量目標**：地方公共団体が行う施策の実施量に関する目標。原則として、全施策に対して施策ごとに設定し、毎年度評価する。

区域内貢献

区域外貢献  
(任意)



※本資料においては、温室効果ガス排出抑制のための各主体の行動（機器の導入など）を「対策」、その各主体の行動を後押しする又は確実にするための政策（法制度、税制、補助金等）を「施策」と区別する。  
引用：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版（環境省 平成22年8月）